

紀
の
川
市
森
林
整
備
計
画

和
歌
山
県

紀
の
川
市

紀の川市森林整備計画

計画期間

自 平成29年 4月 1日

至 平成39年 3月31日

和 歌 山 県

紀の川市

〈 目 次 〉

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題
- 2 森林整備の基本方針
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項
- 2 天然更新に関する事項
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
- 5 その他必要な事項

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
- 2 保育の種類別の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- 3 その他必要な事項

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する指針
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
- 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
- 3 作業路網の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
- 2 その他必要な事項

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
- 3 林野火災の予防の方法
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
- 5 その他必要な事項

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 その他必要な事項

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、22,821haの区域面積を有し、うち10,567haが森林となっており、林野率は46%である。森林のうち5,497haが人工林となっており、人工林率は53%である。

また、9齢級以上の人工林が、89%を占めるなど人工林資源が充実しており、その資源の有効利活用に向けた森林施業の集約化による低コスト林業の推進による木材の増産及び森林の多面的機能の発揮に向けた適正な森林整備の推進が重要な課題となっている。

また、一方では近年の森林レクリエーションの場として森林が注目を浴びており、中津川地域の松林及び金剛生駒紀泉国定公園に一部含まれる葛城山側斜面の松林に代表される天然林について、景観を保持しつつ、森林の多目的利用に対応できる森林施業を推進することが求められている。

しかし、森林所有規模が零細であること、林業労働力が減少・高齢化してきていること、木材価格の低迷等による林業意欲が低下しているなど森林整備の集約化や適正な森林の整備が推進しにくい状況にある。

このため、「緑の雇用」事業等による作業員の育成や民間素材生産業者との連携による施業の実施などを行いながら、森林組合の体質強化を図るとともに、森林所有者に対する啓発活動を通じて、地域の主体的な取組を推進し、一体的かつ計画的な森林施業を推進できるよう、その基盤となる林道、作業道等の路網整備を図り、目標の達成に努めるものとする。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

① 水源涵（かん）養機能

下層植生とともに根系の発達が良好であり、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力が高い土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進するような施設等が整備されている森林とする。

② 山地災害防止／土壌保全機能

根系が深く、かつ広く発達している森林で、落葉層を保持し適度の陽光が入ることによって、下層植生の発達が良好な森林であって、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する施設等が整備されている森林とする。

③ 快適環境形成機能

大気の浄化、風や騒音等の遮断能力が高く、かつ諸害に対する抵抗力があり葉量の多い樹種によって構成されるなど快適な生活環境を保全する森林とする。

④ 保健・文化機能（生物多様性保全機能を含む）

渓谷等と一体となって優れた自然美を構成する森林、自然とのふれあいの場として住民等に憩いや学びを提供している森林であって、必要に応じて保健・レクリエーション・教育的活動に適した施設が整備されている森林とする。

・史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて風致のための施設が整備されている森林とする。

・原生的な森林生態系を保持し、学術的に貴重な動植物の生息、生育に適している森林とする。

⑤ 木材等生産機能

林木の育成に適した森林土壌を有し、適正な密度を保ち、形質の良好な樹木からなる成長率の高い森林であって、林道等の生産基盤が適切に整備され、効率的な森林施業が可能な森林とする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

① 水源涵（かん）養機能

森林施業の推進に当たっては、高齢級の森林への誘導を推進することを基本とし、伐採にともなう裸地化の縮小、分散化や天然林の活用により、水源涵養に機能を維持増進させる必要のある森林について、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の良好な発達を確保され、林木の生長が旺盛な森林などに誘導するための森林整備及び保全を推進することとする。

② 山地災害防止／土壌保全機能

森林施業の推進に当たっては、高齢級の森林への誘導を基本とし、長伐期施業や複層林施業を推進するとともに、伐採にともなう裸地化の縮小、分散や天然力の活用により、山地災害防止や土壌保全の機能を維持増進させる必要のある森林について、根系、下層植生の良好な発達を確保され、材木の生長が旺盛な森林などに誘導するための森林整備及び保全を推進することとする。

③ 快適環境形成機能

森林施業の推進に当たっては、地域の快適な生活環境の保全・創出を基本とし、長伐期施業や複層林施業の推進により、快適環境形成の機能を維持増進させる必要のある森林について、多様な樹種・林層からなる森林、葉量の多い樹種で構成され、諸被害に対する有効性・抵抗性の高い活力ある森林に誘導するための森林整備及び保全を自然的条件及び社会的条件に応じて推進することとする。

④ 保健・文化機能（生物多様性保全機能を含む）

森林施業の推進に当たっては、憩いと学びの場の提供や美的景観の維持・形成、多様な生物の生育・生息の場の保全を基本とし、長伐期施業や複層林施業の推進により、保健・文化機能（生物多様性保全機能を含む）を維持増進させる必要のある森林について、多様な樹種・林層からなる森林、クヌギ・コナラ類や備長炭の原木となるウバメガシ等の郷土樹種を主体とする森林、原生的な自然環境を保持し、貴重な動植物の生息・生育している森林などに誘導するための森林整備及び保全を自然的条件及び社会的条件に応じて推進することとする。

⑤ 木材等生産機能

効率的かつ安定的な木材資源の供給を基本とし、木材等生産機能を維持増進させる必要のある森林について、良質な木材を計画的かつ持続的に生産できる森林に誘導するため、木材需要の動向、地域の森林構成等を考慮のうえ、施業の集団化や機械化等による効率的な森林整備及び保全を推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

本市の林家は農業を主体とする兼業林家が多く、森林の所有規模も一部を除いて非常に零細であり、更に近年の木材価格の低迷により、森林に対する経営意欲が低下している。しかし、森林資源は充実しているため、森林の多面的機能の発揮及び資源の有効利活用のため、森林組合、林業研究グループ、林業関係団体、森林総合監理士・林業普及指導員及び行政機関と地域住民による地域ぐるみで、林業に取り組む体制づくりに努める。

また、紀ノ川流域の川上から川下に至る各種の林業経営体、流通組織と連携を保ちながら、森林施業の合理化を推進する。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

| 地 域 | 樹 種 | | | | | |
|------|-----|-----|-----|-----|------------|------------|
| | ス ギ | ヒノキ | マ ツ | クヌギ | その他 針葉樹 | その他 広葉樹 |
| 本市全域 | 35 | 40 | 35 | 15 | 50 | 20 |

※ 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。
また、海布丸太等特殊材生産にかかるものには適しない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

(1) 立木竹の伐採に関する事項

伐採に当たっては、公益的機能の発揮に十分留意し、伐区の分散、保護樹帯の設置等に努めること。

(2) 立木の伐採の方法等

立木の伐採については、標準伐期齢及び以下に示す事項に留意し、適切に行うこととする。

伐採により発生する枝条等の処理については、降雨による流出及び後継樹等への生育障害等を防止するため、適切に処理を行うものとする。

また、伐採後の的確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。

特に、伐採後の更新を天然更新とする場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

なお、条件が劣悪なため、更新を確保するための伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等の的確な更新に配慮したものとする。

立木の伐採のうち主伐とは、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地をいう。以下同じ。）が、再び立木地となることをいう。以下同じ。）を伴う伐採であり、その方法は、以下の皆伐又は択伐とする。

① 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐にあたっては、自然的条件及び公益的機能の確保の観点から、1箇所あたりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散化に配慮するものとする。

林地の保全、落石・寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合、また、伐採跡地の連続性を回避する必要がある場合は、幅20mの森林を保護樹帯として残置するものとする。

特に、転石等の堆積地で伐採により崩壊の危険性が高まる森林においては、塊状の保護樹帯を設置することとする。

また、多面的機能の維持増進を図るため保残を図ることとする。

② 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状または樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行い、かつ材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあつては40%以下）であるものとする。

択伐にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造に誘導されるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な繰り返し期間及び伐採率により効率的な施業の実施を行うこととする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるに当たっては、以下のアからエまでに留意する。

- ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- イ 森林の多面的機能発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採後地間の距離として、少なくとも周辺森林の成立の樹高程度の幅を確保する。
- ウ 伐採後の適正な更新を確保するため、あらかじめ適正な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。
特に伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

3 その他必要な事項

なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

| 区 分 | 樹 種 名 | 備 考 |
|-----------|------------------------------------|-----|
| 人工造林の対象樹種 | スギ・ヒノキ・アカマツ・クロマツ・クヌギ・コナラ・ケヤキ・コウヤマキ | |

注) 上記の樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市担当課と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

| 樹 種 | 仕立ての方法 | 標準的な植栽本数 (本/ha) | 備 考 |
|----------|--------|--------------------|-----|
| スギ | 疎仕立 | 2,000(1,500)~3,000 | |
| | 中庸仕立 | 4,000 | |
| | 密仕立 | 6,000 | |
| ヒノキ | 疎仕立 | 2,000(1,500)~3,000 | |
| | 中庸仕立 | 4,000 | |
| | 密仕立 | 6,000 | |
| クヌギ・コナラ等 | — | 3,000~4,500 | |

- 注) 1 () 書きの植栽本数については、単木的な処理等による効果的な獣害防止対策が実施され、成林することが見込まれる場合に適用できる。
- 2 上記の範囲を超えて植栽しようとする場合は、森林総合監理士、准フォレスター、林業普及指導員及び市担当課と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。
- 3 複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽について、植栽本数のうち「疎仕立て」に相当する本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽する。

イ その他人工造林の方法

| 区 分 | 標 準 的 な 方 法 |
|----------|--|
| 地ごしらえの方法 | 全刈を標準とし、刈り払った低木類は末木枝条とともに山腹に等高線状となるよう集積し必要に応じて筋刈り又は坪刈りも行う |
| 植付けの方法 | 普通植栽又は丁寧植え |
| 植栽の時期 | 裸苗については、春植えを標準とし、2月上旬から3月中旬に行う。遅くとも4月上旬までに終了する。 コンテナ苗及びポット苗については、盛夏及び厳寒時期を避けて植え付けを行う。 |

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

① 皆伐

森林資源の積極的な造成を図るとともに、林地の荒廃を防止するため、第2の3で定める植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に指定されている森林の伐採跡地については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。

② 択伐

択伐による伐採に係るものについては、林冠の再開鎖を見込むことができないものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を図ることとする。

ただし、ぼう芽更新が期待できる場合は、この限りではない。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

| | |
|----------------|---|
| 天然更新の対象樹種 | マツ類、カシ類、ナラ類、シデ類、カエデ類、ニレ類、ブナ類、シイ類、サクラ類等の和歌山県内に自生する樹木であり、将来その林分において高木性又は小高木性となりうる樹種 |
| ぼう芽による更新が可能な樹種 | カシ類、ナラ類、シデ類、カエデ類、ニレ類、ブナ類、シイ類、サクラ類等の高木性又は小高木性の樹種 |

(2) 天然更新の標準的な方法

天然更新については、気候、地形、土壌条件等の自然的条件、種子を供給する母樹の存在や天然稚樹の育成状況、周囲の森林の状況等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られている森林について行うものとする。

また、早期の更新が見込まれない森林については、天然更新補助作業又は植栽を行い、確実な更新を図るものとする。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

| 樹種 | 期待成立本数 |
|-------|---------------|
| 上記と同じ | 10,000本以上/1ha |

天然更新を行う際には、当該天然下種更新の対象樹種のうち稚樹高50cm以上のものが期待成立本数の3割（1haあたり3,000本）以上成立させるものとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

| 区分 | 標準的な方法 |
|------|--|
| 地表処理 | ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所では、末木枝条類の除去あるいはかき起こしを行う |
| 刈出し | 発生した稚樹の生長を妨げる雑草等がある場合に行う |
| 植込み | 雑草木が少ないにも関わらず更新が不十分な箇所で行う |
| 芽かき | 切り株から出た芽のうち、成長の良いものを2～3本残して、残りを間引く |

なお、ぼう芽更新による場合は、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき及び植込みを行う。

ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了確認は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までに行うものとする。

また、森林法第10条の8及び第15条の届出の天然更新の方法に基づき適確な更新が図られているかを和歌山県天然更新完了基準書に基づき現地確認するものとし、完了の判断基準は下記のとおりとする。

なお、更新すべき立木の本数に満たず、天然更新が困難であると判断される場合にあっては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに、天然更新すべき立木の本数を満たすよう天然更新補助作業又は植栽を行い確実に更新を図るものとし、実施後に改めて更新調査を行うものとする。

天然更新の完了の判断基準

(3) に定める伐採跡地の天然更新をすべき期間が満了した日における更新樹種の成立本数が、期待成立本数の3割（1haあたり3,000本）以上で、稚樹高50cm以上まで均等に生長している状態をもって更新の完了とする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

林地の荒廃を早期に防止するため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までに適確な更新を確保するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

なし

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

| 森林の区域 | 備考 |
|-------|----|
| — | — |

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種が5年生の時点で生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を1ha当たり約10,000本とする。

また、その本数に10分の3を乗じた本数(1ha当たり概ね3,000本)以上の本数(ただし、稚樹高50cm以上のものに限る。)を成立させるものとする。

5 その他必要な事項

なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐木の選定は、林分構造の適正化を図るよう、形質不良木に偏ることなく行うものとする。

| 樹種 | 施業体系 | 植栽本数 (本/ha) | 間伐を実施すべき標準的な林齢(年) | | | | 標準的な方法 | 備考 |
|-----|-----------------------------|----------------|-------------------|-----|-----|-----------|---|----|
| | | | 初回 | 2回目 | 3回目 | 4回目 ※1 | | |
| スギ | 標準伐期施業 ※1 長伐期施業 ※2 | 4,000 | 12 | 18 | 26 | 41 | 間伐率は、材積率35%以下とする。 なお、平均的な間伐の実施時期の間隔は、標準伐期齢未満の森林においては10年、標準伐期齢以上の森林においては15年とする。 | |
| ヒノキ | 標準伐期施業 長伐期施業 | 4,000 | 19 | 24 | 33 | 45 | | |

※1 柱材生産を目標とした標準伐期施業においては、標準伐期齢を越える4回目の間伐は実施しない。

※2 長伐期施業とは、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とする森林施業の方法とする。

1 間伐とは、森林において、主の目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以下に回復することが確実であると認められる範囲内で行う。

- 2 「間伐を実施すべき標準的な林齢」は、平均的な地位における標準的な林齢を示している。本表によらない場合は、施業体系及び植栽本数等に応じて、人工林分収穫予想表を参考に適切な施業を行うこととする。
- 3 上記にかかわらず、間伐の実施にあたっては、立木の成長力などに留意のうえ、森林の状況に応じた施業を実施することとする。

2 保育の種類別の標準的な方法
 保育の種類別標準的な方法

| 保育の種類 | 樹種 | 実施すべき標準的な林齢及び回数 | | | | | | 標準的な方法 | 備考 |
|---------|-----|-----------------|---------------|-----|-----|-----|-----|---|----|
| | | 初回 | 2回目 | 3回目 | 4回目 | 5回目 | 6回目 | | |
| 下刈 | スギ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 7 | 植栽後おおむね5年間は毎年6月～8月に実施、その後は隔年に実施する 標準的なところでは、スギは7年に6回、ヒノキは8年に7回を基準に地位の良否により調整を行う。 下刈方法は原則として全刈とする。 | |
| | ヒノキ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | | |
| 除伐 | スギ | 10 ～ 12 | 10 ～ 12 | | | | | 下刈終了後、間伐までの間に造林樹種以外の樹種が繁茂し、造林樹種の生育を阻害する恐れのあるときに実施し、不良木も併せて除去し、過密にならないようにする。 つる切りも除伐にあわせて実施する。 | |
| | ヒノキ | 10 ～ 18 | 10 ～ 18 | | | | | | |
| 枝打 | スギ | 13 ～ 20 | 13 ～ 20 | | | | | 林分の保護管理のため、スギ・ヒノキ共13～20年頃から始め、主伐までに2回程度行う。 | |
| | ヒノキ | 13 ～ 20 | 13 ～ 20 | | | | | | |
| 林地肥培雪起等 | | | | | | | | 林地肥培・雪起し等その他保育は、必要に応じて行う。 | |

3 その他必要な事項

森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要があるもの（以下、「要間伐森林」という。）について、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知を行う。

また、1及び3に定める間伐の基準に照らし、計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等は参考資料に整理する。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めるものとする。

イ 森林施業の方法

高齢級の森林への誘導を推進し、伐期の間隔の拡大とともに皆伐に伴って発生する裸地化の縮小・分散化を基本とする森林施業や、天然生林等の的確な保全・管理を推進することとする。

具体的には、更新時に林床が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散を図ることとする。

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

| 区域 | 樹 種 | | | | | |
|------|-----|-----|----|-----|------------|------------|
| | スギ | ヒノキ | マツ | クヌギ | その他 針葉樹 | その他 広葉樹 |
| 本市全域 | 45 | 50 | 45 | 25 | 60 | 30 |

(2) 土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①～④までに掲げる森林の区域を別表1に定めるものとする。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 森林施業の方法

アの①から④までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能が確保できる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。

アの①から④までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定めるものとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

| 区 域 | 樹 種 | | | | | |
|------|-----|-----|-----|-----|------------|------------|
| | ス ギ | ヒノキ | マ ツ | クヌギ | その他 針葉樹 | その他 広葉樹 |
| 本市全域 | 70 | 80 | 70 | 30 | 100 | 40 |

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

当該森林の区域を別表1のとおり定める。

(2) 森林施業の方法

伐採、造林、間伐及び保育等の施業方法については、第1、第2、第3で定める森林の立木竹の伐採に関する事項等によることとし、森林資源の保続及び効率的な森林整備を推進する観点から、森林施業の集約化と主伐後の伐採跡地にはスギ・ヒノキ等を主体とした木材生産に適した樹種を再造林するよう努める。

なお、大径木の生産を目標とする場合にあっては、長伐期施業によることとし、原則として、主伐の時期は標準伐期齢の2倍の林齢以上の時期とする。

また、林木の生長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止し、下層植生を適正に維持するため、一定の蓄積を維持できるような生長量相当分を適切に間伐するものとする。

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

なし

(2) その他

なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市における森林の所有形態は小規模な零細林家が大部分を占めるため、森林所有者を対象に林業経営の計画化・合理化に向けた普及を促進し、森林施業の実行確保を図るため、森林組合を中心とした施業の委託・協業化・組織化の推進を図る。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者及び地域住民への普及啓発の実施にあたり、森林組合と連携を図る。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

なし

- 4 その他必要な事項
なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

地域林業の中核的担い手である森林組合を中心とし、森林所有者（不在村森林所有者を含む）に長期的な森林経営計画についての認識を深めてもらうべく普及啓発を行い、地域単位での施業共同化に向けての実施協定の締結を推進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

普及啓発の実施にあたり、森林組合と連携を図る。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ① 森林施業を共同で実施するに当たっては、森林所有者が林業事業体等に長期的な施業委託をすることにより、各年度の実施計画を作成、実施管理を行い、一体的、効率的に実施することとする。
- ② 作業路網その他の施設の維持運営は、森林所有者及び林業事業体を中心とした関係者により実施すること。
- ③ 施業委託した森林所有者の一が共同化について遵守しないことにより、その者が他の施業委託者に不利益を被らせることがないように、予め個々の施業委託者が果たすべき責務等を明らかにすること。

- 4 その他必要な事項
なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

| 区分 | 作業システム | 路網密度 (m/ha) | | |
|---------------------|---------------|-------------|-------|--------|
| | | 基幹路網 | 細部路網 | 合計 |
| 緩傾斜地 (0° ~ 15°) | 車両系 作業システム | 20m以上 | 80m以上 | 100m以上 |
| 中傾斜地 (15° ~ 30°) | 車両系 作業システム | 20m以上 | 55m以上 | 75m以上 |
| | 架線系 作業システム | 10m以上 | 15m以上 | 25m以上 |
| 急傾斜地 (30° ~ 35°) | 車両系 作業システム | 20m以上 | 40m以上 | 60m以上 |
| | 架線系 作業システム | 10m以上 | 5m以上 | 15m以上 |
| 急峻地 (35° ~) | 架線系 作業システム | 10m以上 | — | 10m以上 |

※ 路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用し、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

なし

3 作業路網の整備に関する事項

路網の規格・構造については、生産目標や施業体系に基づく地域の作業システムを勘案して定めるものとする。

特に路面水等の流末処理については、分散させるとともに適切な処理を行い、山地災害の未然防止に努めるものとする。

また、地形、地質、傾斜等の自然条件等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮した規格・構造とする。

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整整第602号林野庁長官通知）、和歌山県林業専用道作設指針（平成23年3月31日林第30号）等によることとする。

イ 基幹路網の整備計画

単位 延長：m 面積：ha

| 開設 / 拡張 | 種類 | (区分) | 位置 | 路線名 | 延長及び箇所数 | 利用区域面積 | うち前半5カ年分 | 対図番号 | 備考 |
|---------|-----|------|------|-------|---------|--------|----------|------|----|
| 開設 | 専用道 | 規定相当 | 紀の川市 | 草沢米の郷 | 2,800m | 78ha | — | 1 | |
| 計 | | | | | 2,800m | | | | |

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとする。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設にかかる留意点

森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）、和歌山県森林作業道作設指針（平成23年3月31日森第928号）等によることとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針、和歌山県森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理することとする。

4 その他必要な事項

| 施設の種類 | 位置 | 規模 | 対図番号 | 番号 |
|-------|----|----|------|----|
| — | | | | |

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

労働力の安定的な確保を図るため「林業労働力確保支援センター」との連携のもと、雇管理の改善及び経営の合理化を促進し、安定的な経営を行いうる得る事業体の育成に努め、更に林業に就業する者の定着を図るため、農山村地域における定住環境の整備や所得の向上を図り、新規参入しやすい体制を確立するものとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

今後、主伐期の到来により伐採量の増加が予想されることから、特に伐出・造材工程について、環境負荷の低減に配慮し、非皆伐施業にも対応しうる機械化を推進し、作業工程の効率化を図り、低コスト林業の実現を目指す。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

| 作業の種類 | | 現状(参考) | 将来 |
|----------------|-------|--|---|
| 伐倒 造材 集材 | | チェーンソー →ウインチ付きグラップル →ハーベスタ・プロセッサ →フォワーダ | ・チェーンソー →ウインチ付きグラップル、 タワーヤード、集材機 →プロセッサ・ハーベスタ →フォワーダ・トラック |
| 造林 保育等 | 地拵、下刈 | 刈り払い機・チェーンソー | 刈り払い機・チェーンソー |
| | 枝打 | 自動枝払機・人力 | 自動枝払機・人力 |

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

なし

林産物の生産(特用林産物)・流通・加工・販売施設の整備計画

| 施設の種類 | 現状(参考) | | | 計画 | | | 備考 |
|----------|--------|-----------------|------|----|----|------|----|
| | 位置 | 規模 | 対図番号 | 位置 | 規模 | 対図番号 | |
| 製材所 | 下鞆淵 | 1, 200㎡ 800㎡ | | | | | |
| きのこ生産施設 | 藤崎 | 18t/年 300㎡ | | | | | |
| 製炭施設(黒炭) | 野田原 | 1窯 0.6t | | | | | |
| 製炭施設(白炭) | 神通 | 1窯 9t | | | | | |

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

| 対象鳥獣 | 鳥獣害防止の方法 | 備考 |
|-------|------------------------------------|---------------------------|
| ニホンジカ | 次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を単独、又は組み合わせて推進する。 | 特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進する。 |

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘因狙撃等の銃器による捕獲等の実施

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認について、地元猟友会等と協力し、適切に取り組むものとし、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図る。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

本市においては、松くい虫防除として薬剤の空中散布、地上散布及び被害木の伐倒駆除を実施し被害地域の拡大防止に努めているところであり、地域と一体となって健全な森林育成に努めることとする。

また、森林の持つ多面的機能を阻害する、スギノアカネトラカミキリ、カシノナガキクイムシ等の病虫害の被害から森林を保護し、保全を図るため県及び県試験研究機関等の指導・協力を得ながらその防除に努める。

(2) その他

森林病虫害等による被害の早期発見については、市担当課と林業普及指導員が協力して取り組む。

2 鳥獣対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

第1の1に定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、第1の1の(2)で定める対策を講じることとし、人工林の間伐による下層植生の回復、広葉樹の植栽等による多様な森林づくりなど、様々な野生鳥獣が生息できる環境を整え、人間と野生鳥獣の棲み分けを図る。

3 林野火災の予防の方法

森林利用の多様化に伴い、森林火災の増加が懸念されるので、防火標識等の設置や防火線の配置、広報車等による普及啓発など消防等関係機関と調整を行い森林の保全管理体制の整備拡張に努める。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

なし

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林
紀の川市中津川、切畑の一部で松くい虫防除を実施している。

| 森林の区域 | 備考 |
|-------|----|
| — | |

(2) その他
なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

| 森林の所在 | | 森林の林種別面積 (ha) | | | | | | 備考 |
|-------|-----|---------------|-----|-----|------|----|-----|----|
| 位置 | 林小班 | 合計 | 人工林 | 天然林 | 無立木地 | 竹林 | その他 | |
| — | | | | | | | | |

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

| 施業の区分 | 施業の方法 |
|-------|-------|
| — | — |

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備
なし

(2) 立木の期待平均樹高

| 樹種 | 期待平均樹高 (m) | 備考 |
|----|------------|----|
| — | — | — |

4 その他必要な事項
なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

| 区域名 | 林班 | 区域面積 (ha) |
|------|---------------|-----------|
| 打田町1 | 旧打田町1～7 | 376.17 |
| 打田町2 | 旧打田町8～30 | 1,560.41 |
| 打田町3 | 旧打田町31～36 | 233.37 |
| 粉河町1 | 旧粉河町1～20 | 1,307.60 |
| 粉河町2 | 旧粉河町21～25 | 387.33 |
| 粉河町3 | 旧粉河町26～44, 68 | 1,371.15 |

| | | |
|------|-----------------|-----------|
| 粉河町4 | 旧粉河町4 5～6 7 | 1, 314.79 |
| 那賀町1 | 旧那賀町1～5 | 294.90 |
| 那賀町2 | 旧那賀町6～19 | 807.60 |
| 桃山町1 | 旧桃山町1～22, 32～36 | 1, 339.10 |
| 桃山町2 | 旧桃山町23～31 | 395.02 |
| 桃山町3 | 旧桃山町37～50 | 815.35 |
| 貴志川町 | 旧貴志川町1～15 | 423.48 |

注 森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画概要図に図示することをもって代えることができる。

(2) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に当たり、特に次に掲げる事項を適切に実施すべき旨を定めるものとする。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

居住地に近い里山林について林内の整理、遊歩道の整備等を推進し、地域住民が利用しやすい森林づくりを行う。

森林の総合利用施設の整備計画

| 施設の種類の | 現状 (参考) | | (将来) | | 対図番号 |
|-------------|---------|--|------|----|------|
| | 位置 | 規模 | 位置 | 規模 | |
| 百合山新西国八十八箇所 | 高野 | 遊歩道 3, 500m | | | |
| ふれあいの森 | 竹房 | 野鳥の森 芳香の森 巡礼の森 桜の森 昆虫の森 紅葉の森 1.6ha | | | |
| ハイランドパーク粉河 | 中津川 | 5.0ha | | | |
| 細野溪流キャンプ場 | 細野 | 8, 000m ² | | | |
| 市町村民の森 | 竹房 | 0.3ha | | | |

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

森林の総合利用施設において地域住民参加の整備を推進し、里山林整備の一環として、整備により発生した伐採木等を、木工品に加工、または炭焼きに利用し資源の再利用の普及と特用林産物生産を推進する。

(2) 上下流域連携による取組に関する事項

なし

(3) その他

なし

6 その他必要な事項

- ・本市には、金剛生駒紀泉国定公園の一部、龍門山県立自然公園があり、保健・文化機能の維持管理に努める必要がある。
- ・保安林その他法令により、施業の制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施するものとする。

付属資料

市町村森林整備計画概要図（縮尺1：25,000）

【別表1】

| 区 分 | 森林の区域 | 面積(ha) |
|--|--|---------|
| 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 旧打田町 1-ハ-1. 2, ニ 5-イ 6 旧粉河町 1-イ 2-ハ, ニ 5-ホ 6-ロ, ハ, ニ 7-ロ, ハ 17 旧桃山町 10-イ 11-イ-1, ハ 12-イ-5, ロ-7~9, ハ-1~4, ニ-3~7 | 434.91 |
| 土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 旧打田町 7-イ-5~7, ロ 8-ロ 9-ロ 10-イ-1. 4. 5, ロ, ハ, ニ-1~3. 8~10 12-ハ-1~4. 10~11, ホ 14-ハ-12. 15. 17~21, ト 15-イ, ロ, ハ 18-ハ 19-ホ 21-イ, ロ 23-イ, ロ, ハ 24-イ, ロ, ホ-4. 5, ハ-11 25-イ, ロ, ニ-3~9 26-イ, ロ, ホ-1~9 27-イ, ロ 32-ロ-1 35-ト, チ, リ, ヌ 旧粉河町 1-ハ-11~20. 22 2-イ-4~18. 21. 22, ロ-6~24, ハ, ニ 3-ロ-1. 2. 21-1, ハ 4-ハ-1~4. 6~8 5-ロ-6~8. 17~22, ニ-1. 2 7-ロ, ハ 8 9 10 11-ロ, ハ, ニ, ホ, ハ 12 13-イ, ロ-3~12 14-ロ-12~20, ハ, ニ, ホ-1~8 15-ハ-1~4. 6~21. 33. 35. 36, ニ-11~20 16-イ-2~12, ロ-1~4 17 18-ロ-13. 18~22, ハ-1~13. 15~18. 20~24. 26, ニ-3. 4 19-イ-16. 18~20. 23 20-ハ-14, ニ-10. 11 20-イ-20 21-イ-3~6 23-イ-8. 10. 11 25 31-ロ-2. 4 35-ニ-13~16 40-ニ-13~17 43-ロ-24-2, ハ-10. 12 49-イ, ロ-4. 5. 7~9, ハ-1~3. 8~10 51-イ-8, ロ-5, ハ-1, ニ-2~10 53-ロ-1~6 54-イ-1. 4~7 61-ロ-4~7-1. 12. 18-1 63-ロ-24 旧那賀町 2-ロ-2. 8~10, ハ-1~3. 5. 26, ニ-2~4. 60. 61 3-ロ-13~15, ハ-7~12, ニ-2~5 4-ロ, ハ 5-ロ-6~10, ハ, ニ-1~3. 6~8 9-イ-9. 10, ロ-2~7, ハ, ニ 10 11 12 13 14-イ-8~13, ロ-1~18, ハ-1~11. 16. 17 15-ハ-3~8. 13~17, ニ-2~5. 8~10 16-ハ-1~3 18-ハ-1. 5. 10 19-ロ-2 旧桃山町 3-イ-1. 2 4-イ-14, ロ-7~12, ハ-6. 7. 13 5-ロ-3 13-ハ-4-1 16-ハ-17. 18 22-イ-10 33-ロ-1 35-ハ-2 37-イ-11 42-ロ-14-1 47-ホ-8 旧貴志川町 1-イ-33. 41. 42, ロ-5, 6, 22 3-イ-1~5. 14 | 2146.94 |

| | | |
|-------------------------------------|---|---------|
| 快適な環境の形成の機能の維持増進をはかるための森林施業を推進すべき森林 | - | - |
| 保健文化機能の維持増進をはかるための森林施業を推進すべき森林 | 旧打田町 1-ハ-1.2、ニ 3-ト-11.12 31-イ 35-リ-2, ヌ-2 36-イ, ロ 旧粉河町 12 13-イ, ロ-3~12 14-ロ-12~20, ハ, ニ, ホ-1~8 15-ハ-1~4.6~21.33.35.36, ニ-11~20 23-ロ-1, ハ-2, ニ-5~8, ホ-8 24-ニ-5 旧那賀町 6-ハ-1.3 11-ロ-1, ハ-1~5 12-ロ-9.10, ハ-5~12, ニ-4.5 13-イ-1.2.11~15, ロ, ハ | 377.6 |
| その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | - | - |
| 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 旧打田町 4-ロ 5-イ 6 7-イ 8 10-イ, ロ, ホ 11-イ, ロ 12-ロ, ハ, ニ, ホ, ハ 13 14 15-ロ, ハ, ホ, ト, チ 16 17 18-イ, ロ 19-ホ, ニ 20-ハ 24-ハ 25-ハ, ニ, ホ 26-ホ, ハ, ト 27-イ 35 旧粉河町 1-イ, ハ 2 3 6 7-イ, ハ 8~10 11-イ, ロ, ニ, ホ 12~17 20-イ 26 32-ニ 33-ロ, ニ, ホ, ハ 34 35-ニ 36-イ 37-イ 38-ロ, ハ 39~58 62-ハ 63-ロ, ハ 64~68 旧那賀町 1-イ, ロ 2 3-ニ 8-ハ 9 10 11-イ, ロ 12-イ, ロ, ハ 13~15 16-ロ, ハ 17-ホ 旧桃山町 1 9-イ 12-イ, ロ 13 14-ハ 15-イ, ロ, ニ 16 17-ロ, ニ 19-イ 20-ロ 21-ハ 22-ロ 23-イ, ロ, ホ, ハ, ト 26-イ 27-イ, ホ 28-イ 29-ロ 30-イ 31 32-ロ, ハ 33 34 35-ロ, ハ 36-ロ, ハ 37 38-イ, ロ 39-ハ, ニ, ホ 40-ロ, ハ 41~43 45-ニ | 5650.24 |

※ 上記の森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画概要図にも図示している。

【別表2】

| 施業の方法 | | 森林の区域 | 面積(ha) |
|---------------|-------------------------------|---|----------|
| 伐期の延長を推進すべき森林 | | 旧打田町 1-ハ-1.2,ニ 5-イ 6 旧粉河町 2- 1-イ 2-ハ,ニ 5-ホ 6-ロ,ハ,ニ 7-ロ,ハ 17 旧桃山町 10-イ 11-イ-1,ハ 12-イ-5,ロ-7~9,ハ-1~4,ニ-3~7 | 1,102.15 |
| 長伐期施業を推進すべき森林 | | 旧打田町 7-イ-5~7,ロ 8-ロ 9-ロ 10-イ-1.4.5,ロ,ハ,ニ-1~3.8~10 12-ハ-1~4.10~11,ホ 14-ハ-12.15.17~21,ト 15-イ,ロ,ハ 18-ハ 19-ホ 21-イ,ロ 23-イ,ロ,ハ 24-イ,ロ,ホ-4.5,ハ-11 25-イ,ロ,ニ-3~9 26-イ,ロ,ホ-1~9 27-イ,ロ 32-ロ-1 35-ト,チ,リ,ヌ 旧粉河町 2-ロ-6~24,ハ,ニ 3-ロ-1.2,ハ 5-ロ-6~8.17~22,ニ-1.2 7-ロ,ハ 8 9 10 11-ロ,ハ,ニ,ホ,ハ 12 13-イ,ロ-3~12 14-ロ-12~20,ハ,ニ,ホ-1~8 15-ハ-1~4.6~21.33.35.36,ニ-11~20 16-イ-2~12,ロ-1~4 17 18-ロ-19~22 20-イ-20 23-イ-8.10.11 25 31-ロ-2.4 35-ニ-13~16 49-イ,ロ-4.5.7~9,ハ-1~3.8~10 51-イ-8,ロ-5,ハ-1,ニ-2~10 53-ロ-1~6 54-イ-1.4~7 63-ロ-24 旧那賀町 2-ロ-2.8~10,ハ-1~3.5.26,ニ-2~4.60.61 3-ロ-13~15,ハ-7~12,ニ-2~5 4-ロ,ハ 5-ロ-6~10,ハ,ニ-1~3.6~8 9-イ-9.10,ロ-2~7,ハ,ニ 10 11 12 13 14-イ-8~13,ロ-1~18,ハ-1~11.16.17 15-ハ-3~8.13~17,ニ-2~5.8~10 16-ハ-1~3 18-ハ-1 19-ロ-2 旧桃山町 3-イ-1.2 4-イ-14,ロ-7~12 16-ハ-17.18 22-イ-10 35-ハ-2 旧貴志川町 1-イ-33.41.42,ロ-5,6,22 3-イ-1~5.14 | 2251.99 |
| 複層林施業を推進すべき森林 | 複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く) | 旧桃山町 22-イ-10 | 10.85 |

| | | |
|-------------------------|--|--------|
| 択伐による複層林施業を推進すべき森林 | 旧打田町 1-ハ-1.2、ニ 3-ト-11.12 31-イ 35-リ-2, ヌ-2 36-イ, ロ 旧粉河町 1-ハ-11~20.22 2-イ-4~18.21.22 3-ロ-21-1 4-ハ-1~4.6~8 18-ロ-13.18, ハ-1~13.15~18.20~24.26, ニ-3.4 19-イ-16.18~20.23 20-ハ-14, ニ-10.11 21-イ-3~6 23-ロ-1, ハ-2, ニ-5~8, ホ-8 24-ニ-5 40-ニ-13~17 43-ロ-24-2, ハ-10.12 61-ロ-4~7-1.12.18-1 旧那賀町 6-ハ-1.3 11-ロ-1, ハ-1~5 12-ロ-9.10, ハ-5~12, ニ-4.5 13-イ-1.2.11~15, ロ, ハ 18-ハ-5.10 旧桃山町 4-ハ-6.7.13 5-ロ-3 13-ハ-4-1 33-ロ-1 37-イ-11 42-ロ-14-1 47-ホ-8 | 261.70 |
| 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林 | | |

※ 上記の森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画概要図にも図示している。

【別表3】

| 対象獣害の種類 | 森林の区域 | 面積 (ha) |
|---------|--|---------|
| ニホンジカ | 旧打田町 3 5 林班 | 108.39 |
| | 旧粉河町 3 2 ~ 5 8 林班 | 1678.05 |
| | 旧那賀町 2 林班 | 94.05 |
| | 旧桃山町 8 ~ 9、1 2 ~ 2 3、 2 7 ~ 2 9、3 1 ~ 3 8、 4 3 ~ 4 5、4 8 ~ 5 0 林班 | 1651.35 |
| | | 3531.84 |